

令和6年度 西伊豆町教育委員会第9回定例会議事録

- 1 開催日 令和7年2月12日(水) 午後3時55分から午後4時30分
- 2 場所 津波等避難施設 2階 避難所
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員(職務代理)、眞野有吏委員、影山やえみ委員、長島宗紀委員
[事務局 朝倉通彰、山本 諭、山本みち代]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし

教育長：本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から令和6年度第9回の定例会を開催いたします。

まず、議事録の承認についてですが、令和7年1月15日開催の第8回定例会の議事録については、私と影山委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。(委員：全員異議なし)

教育長：ありがとうございました。

続きまして、今回の議事録署名委員ですが、長島委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(長島委員：了解)

教育長：ありがとうございました。それでは、日程3の議題に入ります。

第14号議案「令和7年度西伊豆町教育行政の基本方針(案)について」を議題といたします。

教育長：先ほどの総合教育会議で説明しましたので省略してよろしいでしょうか。(委員全員了承)

教育長：それでは、第14号議案「令和7年度西伊豆町教育行政の基本方針(案)について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第14号議案は、可決されました。

続きまして日程4、第15号議案「西伊豆町文化芸術大会出場等奨励金交付要綱の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局長：はい。提案理由としてですね、町民の文化芸術活動に対する意識の高揚を図るため文化芸術に関するコンクールや大会等に出場する個人または大会での入賞など、優秀な成績をおさめた個人に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、必要な事項を規定するために制定したものでございます。詳細につきましては、担当の山本から説明させていただきます。

山本主幹：それでは、15号議案について、私のほうから、具体的に説明をさせていただきます。今回の交付要綱につきましては、昨年9月ですね、スポーツに関する奨励金の方は既に実施しているところですので、これに対してですね、文化芸術活動についても奨励金が出ないかというような話がありましたので、今回、交付要綱を制定したいと思います。音楽や落語、将棋などですね、予選会を通過して、全国大会や国際大会出場となった場合の、遠征費用であるとか、あるいは絵画や写真、書

道については、予選会や審査というものを経て全国で入賞した際に受賞式っていうのは必ずあると思いますので、こういった受賞式に参加する費用として、この奨励金を充てていただくことを想定した制度設計となっております。今回の要綱ではですね、例えば予選会のない全国大会は対象外としています。例えばコンクールでも申し込んで、いきなり賞を頂きましたっていうのでは、先ほど申し上げた参加費用だとか、遠征費用に充てていただくというものにちょっと合致しませんので、こういったものは対象とならないようにですね、要綱第3条の第1項第2号、全国大会というところの括弧書きの3行目からですけども、予選会を経て選抜され、又は厳正かつ明確な基準により審査された個人若しくは団体を対象として開催される全国規模の大会をいう。と規定しております。これとですね、第1条にですね、予選会を勝ち上がるなどして全国大会に出場したりですね、公募したコンクールなどに応募した後に、予備審査だとか写真審査、動画審査などの各種審査を経て全国大会で入賞した個人、奨励金の交付対象とすることができるようにしております。交付要綱の2ページ目を開いていただきますと、第6条の申請等とありますけれども、交付の申請に当たりましては大会開催日の7日前までに申請書を提出するようにしていますが、これはスポーツ競技会の奨励金と同じようにですね、先ほど申し上げたような全国大会、国際大会出場があった場合の遠征費用に充てていただきたいことから事前に申請を求めるものです。ただし、絵画や写真、書道などでは、入賞が発表されるまでは対象となることが分からないものですから、この6条の3行目にただし書がありますけれども、大会の開催を経て入賞が発表された場合は、この限りではない。というような形で規定しております。スポーツ奨励金を基にしてこのような交付要綱を策定し、先ほど申し上げたような内容を網羅した要綱とさせていただいて作成したと思っておりますけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

教 育 長：第15号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

長島委員：この基準は町長が最終的な判断するという事なんですけれども、非常に私わからないですけど、文化のって広いかなあと思うんですけど、これ知ってる方がいて聞いて、そんなって分かると思うんですけど、なかなかこう知らしめるのが難しいのかなと思うのですが、いろんな方にどうせやるんなら知らしめてほしいなと思います。

高橋委員：つまり要綱として形だけつくっただけだね。いや全国大会となると、多分、いないんじゃない。

局 長：海の子作品とかを見込んでいます。もう全国で賞を貰っている子がいるので該当者は多分いると思います。確かに今委員おっしゃるように、幅広くて非常に難しいですけど、一応、主幹がこんなものがあるっていうものはリストアップさせていただいておりますので、それに則ってやりたいと思います。アナウンスについては、スポーツ奨励金と一緒にこの文化の奨励金と、広報の5月号あたりに掲載したいと思います。まずはこういう制度ありますよっていうのを周知したいと思います。

教 育 長：それでは、第 15 号議案「西伊豆町文化芸術大会出場等奨励金交付要綱の制定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第15号議案は、可決されました。

続きますて日程5、第16号議案「西伊豆町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局 長：はい。こちらについての提案理由でございますが、こども家庭庁の設置に伴いまして子ども子育て支援法の一部が改正されました。市町における子ども子育て会議について規定された条項について条ずれが生じたので、今回条例の一部を改正したいものでございます。かつですね、条例案ですので、本定例会を通過した暁には、3月の定例議会に上程をしたいというものでございます。詳細については、担当から説明をさせていただきます。

山本係長：では、資料2ページ、新旧対照表をご覧ください。こちらに現行と改正案と横並びに記載してございます。こちらに記載されております第1条から第3条、全てのですね、第77条第1項とされている部分を第72条第1項と改正させていただくものとなります。町の子ども子育て会議条例の上位法令となります、子ども子育て支援法におきまして、町の子ども子育て会議について規定されている部分がこの第77条第1項だったわけなんですけれども、今回の改正で72条第1項となりましたので、こちらを全て改正するものでございます。

教 育 長：第 16 号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：よろしいでしょうか。それでは、第 16 号議案「西伊豆町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第 16 号議案は、可決されました。

続きますて日程6、第17号議案「西伊豆町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局 長：はい。こちらの提案理由ですが、JETプログラムや地域おこし協力隊以外で会計年度任用職員として、ALTを令和7年度に雇用をしたいものでございまして、JETプログラムによる任用者につきましては、4月1日から報酬の見直しがあるということで規則の一部を改正したいものでございます。詳細については担当から説明いたします。

山本係長：では、第17号議案の資料の3ページをご覧ください。別記1、改正案。外国語指導助手という形で記載させていただいておりますが、現在、町におけるALTの3人の内、地域おこし協力隊の1人が任期満了となります。現状、町の会計年度任用職員の規定の中で、JETプログラムと地域おこし協力隊以外のALTの給与規定がございませんので、今回、JETプログラムの規定を準用しまして、新たに改定案とございます、外国語指導助手ALTの部分新たに設けたいと考えております。こちらについては、年数によって段々と昇給していくということ

想定しております。これはJETプログラムと同様の昇給状況ということになります。また、併せまして、3ページの後段ですね、別記2-1と4ページにかかっております別記2-2でございますが、JETプログラムの方から令和7年4月1日から報酬の見直しということで通知がございました。現状の外国語指導助手、国際交流員、スポーツ国際交流員の報酬がですね、28万円が33万5,000円、30万円が34万5,000円、32万5,000円が35万5,000円、33万円が36万円ということで見直しの通知がございましたので、併せてこちらを改正させていただくものとなっております。こちらのJETプログラムの報酬額につきましては、全国一律ということになりますので、どこの市町でもこの報酬表を適用するということになります。説明は以上となります。

教育長：第17号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、第17号議案「西伊豆町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第17号議案は、可決されました。続きまして日程7、第18号議案「西伊豆町適応指導教室設置要綱の一部を改正する要綱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

担当：はい。こちらの提案理由でございますが、適応指導教室と呼ばれていたものですね、平成15年4月から本来、正式名称が教育支援センターとされておりましたので、今回、名称の見直しのため規則の一部を改正したいものでございます。詳細につきましては、担当から説明をさせていただきます。

山本係長：では、1ページをご覧ください。こちらですね、まず、現行の要綱そのものが、西伊豆町適応指導教室設置要綱となっておりますので、今回、要綱名を西伊豆町教育支援センター設置要綱に改めさせていただきたいと思っております。また、この条文の中にですね、適応指導教室と記載されているところが多数ございますので、一律こちらの適応指導教室を教育支援センターに改めるものとなっております。中にはですね略称で教室となっているところがありますので、そちらについては支援センターに改めさせていただきます。また、2ページ以降に様式が添付されているかと思っておりますけれども、こちらは通級の申請書であるとか、通級の副申書、学校長への承諾書、そういったものですね全て適応指導教室を名前が入っておりますので、教育支援センターに改めるということになります。こちらについては、先ほど局長から説明がございました平成15年5月の文部科学省からの通知ですね、教育支援センターの設置指針というようなもので、適応指導教室についてはその役割や機能に照らし、より適切な施設の呼び方をとの声があるということで、標準的な呼称として教育支援センターという名称を適時併用するというところでございますので、教育支援センターというものを改正させていただくということです。

教育長：第18号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

高橋委員：平成15年って、正式名称はその時点で改正されたのに、情報はこの中身はそのま

まだだったの。

局 長：そうです。呼称がこの方が望ましいということです。適応指導っていうのが、いかにも適応してないようなイメージを受けるということでそうなったと思うんですけど、そこをずっと気にせずに来たってことです。私が気になったので教育支援センターに変えてくださいということをお願いしました。

高橋委員：取りこぼしていたということね。わかりました。

教育 長：他にありませんか。それでは、第18号議案「西伊豆町適応指導教室設置要綱の一部を改正する要綱について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育 長：挙手全員です。よって第18号議案は、可決されました。

続きまして日程8、第19号議案「西伊豆町児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局 長：はい。こちらの提案理由としまして、令和6年10月から公金振込手数料というのが有料化されまして、これまで学校から保護者に無料で行われていた振込手数料が有料となりました。それに伴いまして学校の負担軽減も考慮し、教育委員会から直接保護者に援助費の振り込み支給を行うという改正になります。詳細につきましては、担当のから説明させていただきます。

山本係長：資料の2ページをご覧くださいませでしょうか。こちら新旧対照表の現行におきましては、学校長を代理人とし、代理人を通じて支給するものとする。となっております。ただし、新入学児童生徒学用品費は、学校長を経由し、又は直接、受給者に支給するものとする。となっております。こちらにつきましては、資料の3ページと4ページを併せてご覧くださいませでしょうか。4ページに委任状という形で、既に申請書についておりまして、これまでは認定された場合には学校長を経由して支給することに委任します。ということで、委任いただいて町から振り込みをするという形をとっておりました。しかしながらですね、先ほど局長の説明にありましてとおり、振り込み手数料が有料化されたということもございますので、町から、この2ページですね、改正案ですね。申請者に対し直接支給するものとする。ということで、教育委員会が町から直接支給する形を今後とりますよという予定になります。こちらにつきましては、資料の1ページに附則としまして、この要綱は公布の日から施行し、改正後の西伊豆町児童生徒就学援助費支給要綱の規定は、令和7年1月10日から適用する。となっておりますが、既に来年度の募集に対しまして、一部募集のご案内をさせていただいておりますので、遡って適用させていただくということになっております。説明は以上となります。

教育 長：第19号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教育 長：よろしいでしょうか。それでは、第19号議案「西伊豆町児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第19号議案は、可決されました。

続きまして日程9、第20号議案から日程14、第25号議案については、議会審議前の重要案件や個人情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。出席者の3分の2以上の賛成がありましたので、日程9、第20号議案から日程14、第25号議案までは、秘密会といたします。

それでは、日程9、第20号議案の「西伊豆町営テニスコート条例を廃止する条例案について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局 長：～秘密会のため説明省略～

教 育 長：第20号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

～秘密会のため質疑省略～

教 育 長：それでは、第20号議案「西伊豆町営テニスコート条例を廃止する条例案について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第20号議案は、可決されました。

続きまして日程10、第21号議案「令和6年度末西伊豆町立学校長等の人事異動の内申について」を議題とします。

教 育 長：～秘密会のため説明省略～

教 育 長：第21号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

～秘密会のため質疑省略～

教 育 長：それでは、第21号議案「令和6年度末西伊豆町立学校長等の人事異動の内申について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第21号議案は、可決されました。

続きまして日程11、第22号議案「令和7年第1回西伊豆町議会定例会（3月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

朝 倉：～秘密会のため説明省略～

教 育 長：第22号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

～秘密会のため質疑省略～

教 育 長：それでは、第22号議案「令和7年第1回西伊豆町議会定例会（3月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第22号議案は、可決されました。

続きまして日程12、第23号議案「賀茂地域5町に共同設置する指導主事候補者について」を議題とします。

教 育 長：～秘密会のため説明省略～

教育長：第23号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。
～秘密会のため質疑省略～

教育長：それでは、第23号議案「賀茂地域5町に共同設置する指導主事候補者について」
を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第23号議案は、可決されました。

続きまして日程13、第24号議案「令和7年度就学援助費新入学児童生徒学用品費
の入学前支給の認定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

山本係長：～秘密会のため説明省略～

教育長：第20号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。
～秘密会のため質疑省略～

教育長：それでは、第24号議案「令和7年度就学援助費新入学児童生徒学用品費の入学前
支給の認定について」を採決します。
提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第24号議案は、可決されました。

教育長：続きまして日程14、第25号議案「西伊豆町教育委員会委員の任命について」です
が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に「教育委員
会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に關する
事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事
件については、その議事に参与することができない。」とありますので、本議事
について、高橋委員の退室をお願いします。

教育長：それでは、日程14、第25号議案「西伊豆町教育委員会委員の任命について」を議
題とします。事務局から説明をお願いします。

朝 倉：～秘密会のため説明省略～

教育長：第25号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。
～秘密会のため質疑省略～

教育長：それでは、第25号議案「西伊豆町教育委員会委員の任命について」を採決しま
す。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第25号議案は、可決されました。
～高橋委員入室～

教育長：以上で、秘密会の議案が終了しましたので、秘密会を解きます。
本日の議事案件は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年度第9回の定例会を終了します。
皆様、お疲れ様でした。